

1. 議事日程（平成29年第4回北広島町議会定例会）

平成29年12月18日
午前10時開議
於 議 場

日程第1	議案第104号	和解について
日程第2	議案第105号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第3	議案第106号	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
日程第4	議案第108号	工事請負契約の締結について (樽床・八幡山村生活用具および民家保存修理工事)
日程第5	議案第109号	平成29年度北広島町一般会計補正予算（第5号）
日程第6	議案第110号	平成29年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第7	議案第111号	平成29年度北広島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第8	議案第112号	平成29年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
日程第9	議案第113号	平成29年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第10	議案第114号	平成29年度北広島町電気事業特別会計補正予算（第3号）
日程第11	議案第115号	平成29年度北広島町診療所特別会計補正予算（第2号）
日程第12	議案第116号	平成29年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算（第3号）
日程第13	議案第117号	平成29年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第14	議案第118号	平成29年度北広島町水道事業会計補正予算（第2号）
日程第15	議案第119号	平成29年度北広島町豊平病院事業会計補正予算（第3号）
日程第16	議案第120号	北広島町豊平総合運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第17	議案第121号	工事請負契約の変更について
日程第18	審 査 報 告	請願、陳情等の常任委員会審査報告
日程第19	陳 情 審 査	陳情第28号 平成30年度理科教育設備整備費等補助金予算増額計上についてのお願い
日程第20	陳 情 審 査	陳情第29号 道路整備等に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出について
日程第21	陳 情 審 査	陳情第33号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める陳情書
日程第22	陳 情 審 査	陳情第38号 国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める陳情書
日程第23	陳 情 審 査	陳情第40号 待機児解消、保育士等の処遇改善のための財源確保を求める陳情書
日程第24	陳 情 審 査	陳情第41号 平成30年度経営改善普及事業費等補助金交付要望書
日程第25	発 議 第 18 号	道路整備に係る補助金等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出について
日程第26	発 議 第 19 号	安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める

意見書の提出について

- 日程第27 発議第20号 国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書の提出について
- 日程第28 発議第21号 待機児解消、保育士等の処遇改善のための財源確保を求める意見書の提出について
- 日程第29 閉会中の継続審査の申し出について（7件）

2. 出席議員は次のとおりである。

1番	浜田芳晴	2番	美濃孝二	3番	真倉和之
4番	湊俊文	5番	敷本弘美	6番	森脇誠悟
7番	宮本裕之	8番	山形しのぶ	9番	亀岡純一
10番	梅尾泰文	11番	室坂光治	12番	服部泰征
13番	伊藤淳	14番	中田節雄	15番	大林正行
16番	伊藤久幸				

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	箕野博司	副町長	中原健	教育長	池田庄策
芸北支所長	成瀬哲彦	大朝支所長	清水繁昭	豊平支所長	堂原千春
危機管理監	五反田孝	総務課長	古川達也	財政課長	信上英昭
企画課長	畑田正法	税務課長	浅黄隆文	福祉課長	清見宣正
保健課長	福田さちえ	農林課長	落合幸治	商工観光課長	沼田真路
建設課長	砂田寿紀	町民課長	坂本伸次	上下水道課長	中川克也
消防長	石井雅宏	学校教育課長	石坪隆雄	生涯学習課長	西村豊
会計管理者	畑田朱美	国土調査事務所補佐	中川俊彦		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 松浦誠 議会事務局 田辺五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 00分 開議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤久幸） おはようございます。ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 議案第104号 和解について

○議長（伊藤久幸） 日程第1、議案第104号、和解についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第104号、和解については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第105号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（伊藤久幸） 日程第2、議案第105号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第105号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 議案第106号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（伊藤久幸） 日程第3、議案第106号、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第106号、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第108号 工事請負契約の締結について

- 議長（伊藤久幸） 日程第4、議案第108号、工事請負契約の締結についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑はありませんか。10番、梅尾議員。
- 10番（梅尾泰文） 10番、梅尾でございます。工事請負契約の変更でありますけども、約280万補正増になるということであるみたいでありますけども、まず、説明のときに乾燥材、板材でありますけども、それを今年度事業で先に購入するというための費用だということであったと思っておりますけども、これは先に購入していて、乾燥して、翌年そのものを使用するということではよかったのかお聞きいたします。
- 議長（伊藤久幸） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（西村 豊） 今年度補正を行う金額についてでございますが、議員おっしゃいましたように、翌年度工事をします外壁、こちらを今年度購入しまして、十分乾燥させて次年度使うというものでございます。
- 議長（伊藤久幸） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第108号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第109号 平成29年度北広島町一般会計補正予算（第5号）

- 議長（伊藤久幸） 日程第5、議案第109号、平成29年度北広島町一般会計補正予算第5号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。6番、森脇議員。
- 6番（森脇誠悟） 6番、森脇でございます。歳入にも関係するんですが、電子計算機の管理運営ということで、総務費のほうで企画費のほうで147万7000円の補正と、あわせて関連をしまして、これ6ページになりますが、同じく総務費の戸籍住民基本台帳費の104万3000円の補正がされております。これは歳入の国庫支出金、民生費の国庫補助金でございますが、これが293万5000円の補助金で賄うものだというふうに思っておりますが、企画費の情報化推進事業につきましては、当初計上されておらずに、新規の事業ということで、25万7000円の一般財源が見込まれております。同じように、戸籍住民基本台帳につきましては、一般財源がマイナス、67万2000円の減ということでございますが、これも新規事業ということであれば、一般財源のマイナスということも分かりませぬので、このマイナスになった要因をお聞かせをいただきたいというふうに思います。
- 議長（伊藤久幸） 町民課長。
- 町民課長（坂本伸次） 議員ご指摘のシステム改修委託料、まず6ページの歳出事項別明細書の

ほうですが、戸籍住民基本台帳費のほうでは96万4000円の増額をさせていただいております。これはマイナンバーが旧姓併記ができるような対応ということで、システム改修費171万6000円ほど予算計上させていただいております。当初のほうで、もう既に75万2000円ほど組んでおりました。その差額96万4000円、これが今回の増額補正でございます。それと総務費のほうでございます。これ事項別明細書の4ページの上段ですが、147万7000円、これと先ほど申しました96万4000円合わせまして244万1000円の増額になります。歳入のほうでいいますと、事項別明細書2ページになります。これが国庫支出金の民生費国庫補助金、社会保障税番号制度システム整備費補助金293万5000円ということで、歳入のほうは49万4000円ほど増になっておりますが、これは当初予算で組むべきところでしたが、見込みがまだそのときは確定してなかったということでございまして、今回の補正になったということで、歳入歳出比較しますと、歳入のほうが多いというような状況でございます。以上です。

○議長（伊藤久幸） ほかに質疑はありませんか。10番、梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 10番、梅尾でございます。歳出の12ページであります。中ほどに多面的機能支払事業というのがあります。これは行政報告でも載っておりましたけども、既に19の団体がこれらの事業を進めていると。そして今年、21の団体が追加をされて40の団体になったと。これは農水省の事業でありまして、環境美化、あるいは地域の協力によって地域を盛り上げていこうという、町おこし、村おこしも含めて、それこそ農業をしている人もそうでない人も含めてそういう事業があるんだということであります。このたび2000万近く補正をされております。それから県の支出金というのも1500万ぐらい入ってくるという事業であります。これがこれからどのような形で地域に広がっていくのか、今は40でありますけども、一気に21増えたわけでありまして。平均で言いますと、40の団体で総額を割りますと、総額が4800万円でありますから、割りますと、平均で120万という金額になるわけですが、これからの今の事業の展開が私が言ったので合っているのかということ、今後どのようになるのかということをお聞きをしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 多面的機能支払事業につきましては、議員のご質問のとおり、農道水路の維持管理をその集落で共同でやっていただくものでございます。今回の補正の主なものは、多面的機能支払交付金事業の中の長寿命化の予算がついたということでございます。これまでは19の組織にしか長寿命化、いわゆる水路の更新とか、これにかかわる交付金ですけども、ついてなかったんですけども、要望がありまして、要望した21団体についてついたというのがこの補正の主なものでございます。これからにつきましては、圃場整備が済みまして、水路、農道のほうの維持補修というのもこれから多くなってくるので、できるだけこの事業取り組んでいただくような組織を増やしていきたいというふうに考えています。以上です。

○議長（伊藤久幸） 10番、梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） この事業は、割と使いやすい制度になっているというふうに理解をするわけですけども、ただ、この事業自体が何年、今、私が聞いているのは定かでないんですけども、期限が、終わる年限が決まってるやに聞くわけですが、そこのところをはっきりとお聞きをしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 農林課長。

- 農林課長（落合幸治） 事業の終期については、補助事業ですので、先については分かりませんが、今のところ続けられると思います。ただ、長寿命化に関するものについては、一応5年スパンでやって、また継続したいところについては、また新たに申請をしてもらうということでございまして、特に長寿命化については、なかなか予算がつきづらいということがございます。そういうことで、新たなどころについてはつきやすいということと、それから広域化をすれば、またそれもつきやすくなるというふうなことがございますので、現在、広域化の取り組みを含めてやっているところでございます。以上です。
- 議長（伊藤久幸） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第109号、平成29年度北広島町一般会計補正予算第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第110号 平成29年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

- 議長（伊藤久幸） 日程第6、議案第110号、平成29年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第110号、平成29年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第111号 平成29年度北広島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

- 議長（伊藤久幸） 日程第7、議案第111号、平成29年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第3号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第111号、平成29年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第112号 平成29年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

- 議長（伊藤久幸） 日程第8、議案第112号、平成29年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第112号、平成29年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第113号 平成29年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第3号）

- 議長（伊藤久幸） 日程第9、議案第113号、平成29年度北広島町介護保険特別会計補正予算第3号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第113号、平成29年度北広島町介護保険特別会計補正予算第3号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第114号 平成29年度北広島町電気事業特別会計補正予算（第3号）

- 議長（伊藤久幸） 日程第10、議案第114号、平成29年度北広島町電気事業特別会計補正予算第3号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第114号、平成29年度北広島町電気事業特別会計補正予算第3号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第115号 平成29年度北広島町診療所特別会計補正予算（第2号）

- 議長（伊藤久幸） 日程第11、議案第115号、平成29年度北広島町診療所特別会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めま

す。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

- 議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第115号、平成29年度北広島町診療所特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第116号 平成29年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算（第3号）

- 議長（伊藤久幸） 日程第12、議案第116号、平成29年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第3号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。2番、美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 歳入の2ページですけども、使用料が1100万円増額補正されています。歳出のほうでは、インターネット利用者が増えたという話もありましたが、この1100万円という内容を聞かせてください。増えたのであれば、何件増えたか。
- 議長（伊藤久幸） 総務課長。
- 総務課長（古川達也） 利用者の数でございますけれども、平成29年の10月末の数字でございますけれども、加入者数5752件、そのうちインターネットの件数2594件でございます。28年度末の数字でいきますと、加入者が5714件、インターネットの件数が2509件ということになってます。
- 議長（伊藤久幸） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 年度末から、本年度というふうにしますと、約40件の利用増とインターネットが90件増、これだけだと1100万円になるんですか。インターネットで大体月五、六千円じゃないかと思うんですが、100件で500万、新規加入で年2万4000円ちょっと、40件とすれば100万円弱、700万ぐらいしかないんで、ちょっと使用料の1100万円というのは多いんじゃないかというふうに思うんですが、何か別な根拠があるんでしょうか。
- 議長（伊藤久幸） 総務課長。
- 総務課長（古川達也） これは予算の組み方とも関係してくるんですけども、この1100万円の増額というのは実績に応じて、それから、これからの10月末の実績、それから11月から3月までの実績によります見込みということで予算との差額ということで1100万円上げさせていただきました。
- 議長（伊藤久幸） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 100%加入を目指しておられるという中で、若干増えたということなんですけど、どういう努力をされてこられましたでしょうか。
- 議長（伊藤久幸） 総務課長。
- 総務課長（古川達也） これは28年度からになりますけれども、まず、インターネットに関しましては、加入3カ月無料期間ということでキャンペーンを夏7月、8月に実施をしまして

ました。それから新規加入につきましては、加入負担金ですけれども、10万円の限度額を2万円に引き下げを行っております。それから集合住宅につきましては、加入料につきましては免除といったような形で、昨年度、今年度と加入促進に努めてまいっております。

○議長（伊藤久幸） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第116号、平成29年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第3号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第13 議案第117号 平成29年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（伊藤久幸） 日程第13、議案第117号、平成29年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第117号、平成29年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第118号 平成29年度北広島町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（伊藤久幸） 日程第14、議案第118号、平成29年度北広島町水道事業会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。2番、美濃議員。

○2番（美濃孝二） この補正は、説明を受けますと、工事分担金等もあって加入者も増えているということだと思います。量水器の購入も入ってますが、今年度申込み件数が何件で、それで供用開始された件数と、残った、今年度供給予定の件数というのが分かりましたら、お伺いします。

○議長（伊藤久幸） 上下水道課長。

○上下水道課長（中川克也） 今年度新たに接続をされた件数につきましては、後ほど、今、手持ちの資料ございませんので、後ほど回答させていただきます。

○議長（伊藤久幸） 2番、美濃議員。

○2番（美濃孝二） じゃあ、この答弁は後ほどということですが、今の現在の配水量がどうなんかなというのが気になって、委員会で聞けなかったの、ここで伺いますが、12月に入って、寒気も激しくなってるんですが、今、12月の最大配水量が幾ら、わかれば何t、さらに配水池の水位が分かりましたら、お答えください。

○議長（伊藤久幸） 上下水道課長。

○上下水道課長（中川克也） 12月の最大の日配水量につきましては、先週の水曜日か木曜日だったと思うんですけども、3000m³を若干超えた日がありました。配水池の水位につきましても、4mを割る時間帯もありましたけれども、現在では正常の水位を保っております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 2番、美濃議員。

○2番（美濃孝二） 気になりますのは、委員会でも議論になりましたけれども、加入者が増えて、配水量が増えていると。やはり水が足りなくならないようにする必要があって、これからの対策が必要だと思うんですが、改めて確認をしますが、委員会では、例えば配水量が非常に厳しくなってきたときに生活用水を優先させるという話もありましたが、改めてこの場で、どういう考えで進めていくかをお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 上下水道課長。

○上下水道課長（中川克也） 配水量の維持についてでございますけれども、議員おっしゃいますように、生活用水を第一に考えております。配水池の水位が下がる、配水量が増える状況になった場合につきましては、申し訳ないんですけども、工業団地のほうに節水をお願いをいたしまして、まず、工業団地の送水を若干弱めるというような手段を使って、生活用水に支障がないように努めてまいります。

○議長（伊藤久幸） ほかに質疑はありませんか。10番、梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 10番、梅尾でございます。補正予算の説明書の7ページの歳出であります。負担金のところに37万2000円とあります。これの説明を受けたときには、水利であったか使用権であったか、そういうものを負担金として支払ってるんだ、それはどこなのかというと、土師ダムというふうにお聞きをしたというふうに思うんですけども、そのところ、もう一度、土師ダムであるのか、そして、どこにこの負担をしているのかということをお聞きをしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 上下水道課長。

○上下水道課長（中川克也） 収益的支出の負担金でございますけれども、この負担金につきましては、土師ダムの維持管理費を水利権を持っている事業団体がそれぞれ負担割合に基づきまして負担をしていくものでございます。支払先につきましては、国土交通省のほうへ支払いを行います。現在、当初の内示額といたしまして、北広島町に内示が来ておりますのは207万2000円でございます。これに当初の予算で組んでおりました額が不足をしておりましたので、不足分について追加をさせていただきました。

○議長（伊藤久幸） 10番、梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 再度確認いたしますけども、国土交通省に年間で207万2000円ほど支払いをするということで理解すればいいですか。お答えください。

○議長（伊藤久幸） 上下水道課長。

○上下水道課長（中川克也） 毎年、この費用はかかってまいりますけれども、金額につきましては、6月ぐらいに当初の予定額の通知がございます。支払いにつきましては年度末の支払いを行います。

○議長（伊藤久幸） 10番、梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 今のは国土交通省への負担金でありましたけれども、これ以外のところに、

上水の関係で負担金等を支出をするという項目は、この水道会計ではないのかもしれませんが、トータルとして、例えば漁協であるとか、中国電力であるとかというところが仮にあるとすれば、どのような算出方法になっているのかというのをお聞きしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 上下水道課長。

○上下水道課長（中川克也） 国土交通省以外への負担金のお支払いにつきましては、水道会計からは、江の川漁協さんのほうへ年間30万のお支払いをしております。中国電力への支払いにつきましては、江の川からの取水を行うということで、それについての減電補償が発生をするという状況で、現在、中国電力と協議をして金額の設定を行っております。まだ、確定はしておりません。以上です。

○議長（伊藤久幸） 10番、梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 中国電力への負担金の問題は、今協議中であるということですが、ということは、これまでは中国電力のほうに負担をしていくということがなかったけども、今後そのことが発生するんで、慎重に双方で金額設定も含めてしているという状況だと思えますけども、最後に確認をさせてください。

○議長（伊藤久幸） 上下水道課長。

○上下水道課長（中川克也） 江の川からの取水を行いまして、今、水道事業進めております。その関係で、土師ダムへの水位が下がるということで、それに基づきます中国電力の発電量が減ってくるということがありまして、それについて継続的に協議をさせていただいております。

○議長（伊藤久幸） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第118号、平成29年度北広島町水道事業会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第119号 平成29年度北広島町豊平病院事業会計補正予算（第3号）

○議長（伊藤久幸） 日程第15、議案第119号、平成29年度北広島町豊平病院事業会計補正予算第3号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第119号、平成29年度北広島町豊平病院事業会計補正予算第3号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第120号 北広島町豊平総合運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例

- 議長（伊藤久幸） 日程第16、議案第120号、北広島町豊平総合運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第120号、北広島町豊平総合運動公園設置及び管理条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第121号 工事請負契約の変更について

- 議長（伊藤久幸） 日程第17、議案第121号、工事請負契約の変更についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。11番、室坂議員。
- 11番（室坂光治） 11番、室坂です。今回、変更による増額の1505万7360円の大朝体育館の耐震補強の工事の内容についてお聞きしてみたいと思います。
- 議長（伊藤久幸） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（西村 豊） 今回、大朝の体育館は、耐震工事に合わせて改修工事を行うものでございます。工事を進めていく中で、仕様に変更、または追加が必要となるものがございます。内訳につきまして、主なものを説明をさせていただきたいと思います。なお、金額につきましては、千円単位での説明とさせていただきたいと思います。まず、防水改修としまして、屋根の既存の防水工法の変更によるもの、こちらが77万5000円、それから外壁の改修としまして、これは外壁の補修、それから外壁撤去後の下地剤の補修が必要になりまして、下地剤を追加したもの、こちらが209万9000円、それから建具の改修としまして、ステージ下に収納がございます。こちらの再利用に伴いまして扉の改修が必要になりました。それを行うものが74万3000円、内装の改修としまして、これは2階のスタンドのクラックの調査、それから階段部分の補強及び追加の工事、それからアリーナのライン引き、ステージの床、遮光カーテンなど、こちらが677万3000円。それから塗装改修としまして、改修工事が進んだ中で、2階の塗装、こちらの補修範囲を増やしたためのもの、こちらが104万9000円。耐震の改修としまして、屋根の一部、こちらの荷重が増えたことによります補強を追加したものが29万8000円、それから電気設備工事としまして照明器具等の変更、こちらを行ったものが55万7000円、以上に伴います諸経費が163万8000円で、それに伴いまして、消費税が111万5000円加わりまして、以上の金額になるというところでございます。
- 議長（伊藤久幸） 11番、室坂議員。
- 11番（室坂光治） かなりの防水、屋根とか外壁とかいうことが出ておりますが、これはメモって、あと配っていただくことはできんでしょうか。
- 議長（伊藤久幸） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（西村 豊） それでは、今の内訳につきまして、また配付をさせていただくようにいたします。

- 議長（伊藤久幸） 11番、室坂議員。
- 11番（室坂光治） この変更によって、耐震化の工事でございますが、期間がどのように始まって、どのように終わるかということはわかりますか、どうですか。
- 議長（伊藤久幸） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（西村 豊） 工期につきましては3月の中旬となっております。こちらにつきましては、この工事の変更に伴いまして、工期の変更を行う予定はございません。
- 議長（伊藤久幸） ほかに質疑はありませんか。10番、梅尾議員。
- 10番（梅尾泰文） 10番、梅尾であります。今、この一千五百万の内訳については、事細かく説明を受けましたけども、まず、なぜ当初予算でといたしますか、やり始める前に、このことが数字の中で入らなかったのか。やり始めて気がつくようなことではないのではないかと、いうふうなことを今説明の中で言っていたいただいたものをお聞きして、メモするのに。既に必要であったのではないかと、いうふうに思うわけですが、そのこのところのしっかりした説明を求めたいと思います。
- 議長（伊藤久幸） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（西村 豊） 改修工事でございますので、外壁等につきましては、これは、改修をして開けてみないと分からないというところがございます。ただし、一部、当初の設計の中に含まれていなかったというものもございました。この点につきましては、確認ができていなかったものと思っております。
- 議長（伊藤久幸） 10番、梅尾議員。
- 10番（梅尾泰文） 開けてみなくては分からないという部分については、私は理解しますけども、もともと見積もりをしておかなくてはならなかったという部分を、あえてではないと思えますけども、入れずに業者さんが先に物事を、落札をして指定する業者さんが決まった。その後、またさらに新しいものをその業者さんが受け継ぐということが、これまで過去にも何回かあったわけでありまして。ということは、先に落札をしておれば、様子が変わっても、その業者がまた引き続いてするという状況があるわけですが、そこら辺を慎重に、また補正をして引き続きやっていたら、ということを防ぐためにも、しっかりした当初の計画を立てた上で行っていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。
- 議長（伊藤久幸） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（西村 豊） 建築工事につきましても、図面、または工事内訳書で、これは契約を行うものがございます。議員おっしゃいますように、こちらで積算ということがございますので、適正な積算をされてると思っておりますが、今後、そういったところは気を付けてまいりたいと思います。
- 議長（伊藤久幸） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第121号、工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。暫時休憩といたします。11時より再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 49分 休憩

午前 11時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤久幸） 再開します。美濃議員の質問に対して、上下水道課長の答弁漏れがありますので、答弁を許します。上下水道課長。

○上下水道課長（中川克也） 先ほどの美濃議員のご質問に際しまして、答弁漏れがございましたので、答弁をさせていただきます。今年度4月以降で給水の申込み件数は23件、口数にいたしまして68口分の申請がございます。現在、供用開始をしております件数につきましては11件20口分のところに対しまして、検査をして、供用開始しております。今後12件48口分の工事を現在許可をして、していただいております。以上です。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 請願・陳情等の常任委員会審査報告

○議長（伊藤久幸） 日程第18、請願・陳情等の常任委員会審査報告を議題とします。本定例会で、各常任委員会へ審査の付託を行っております。陳情等の審査の結果報告を求めます。文教厚生常任委員会大林委員長。

○文教厚生常任委員長（大林正行） 委員会審査報告を行います。平成29年12月18日、北広島町議会議長伊藤久幸様。文教厚生常任委員会委員長大林正行。12月7日、本会議において、本委員会へ付託された次の件については、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。事件の番号、陳情第28号、件名、平成30年度理科教育設備整備費等補助金予算増額計上についてのお願い。審査の結果は、採択でございます。採択の理由は、本町では、補助金を活用して理科教育設備の整備を実施しておりますが、まだ、未整備の学校もあるため、採択といたしました。陳情第33号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める陳情書。審査の結果は、採択でございます。採択の理由は、看護師などの夜勤交代制労働者の労働環境を改善し、医療関係者を大幅に増員することにより、安全・安心の医療・介護を実現する必要があるため、採択といたしました。次の陳情第38号、国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める陳情書。審査の結果は採択でございます。採択の理由は、国庫負担減額調整措置は、地方自治体を実施する医療給付単独事業の継続を阻止し、住民の福祉向上に逆行するため廃止する必要があるため、採択といたしました。陳情第40号、待機児童解消、保育士等の処遇改善のための財源確保を求める陳情書。審査の結果は、採択でございます。採択の理由は、保育士不足は深刻な問題であり、保育、子育て環境整備の観点からも、保育士の処遇改善は必要であるため、採択といたしました。議員各位のご賛同、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤久幸） 産業建設常任委員会宮本委員長。

○産業建設常任委員長（宮本裕之） 平成29年12月18日 北広島町議会議長伊藤久幸様。産業建設常任委員会委員長宮本裕之。委員会審査報告。12月7日、本会議において本委員会へ付託された次の件については、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。事件の番号、陳情第29号、件名、道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出について。審査の結果は、採択であります。理由として、地域住民の安全・安心な生活を保障するためにも道路整備の充実は不可欠であることから、採択といたします。陳情第41号、平成30年度経営改善普及事業費等補助金交付要望書。審査の結果は、採択であります。理由として、商工会の活発な事業活動は、地域経済、地域コミュニティの活性化につながるため、採択といたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤久幸） 以上で、常任委員会の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 陳情審査 陳情第28号、平成30年度理科教育設備整備費等補助金予算増額計上についてのお願い

○議長（伊藤久幸） 日程第19、陳情審査を行います。陳情第28号、平成30年度理科教育設備整備費等補助金予算増額計上についてのお願いを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより陳情第28号、平成30年度理科教育設備整備費等補助金予算増額計上についてのお願いを採決します。本件について、文教厚生常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり、採択とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（伊藤久幸） ご異議なしと認めます。従って、委員長の報告のとおり、採択とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 陳情審査 陳情第29号、道路整備等に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出について

○議長（伊藤久幸） 日程第20、陳情審査を行います。陳情第29号、道路整備等に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより陳情第29号、道路整備等に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出について採決します。本件について、産業建設常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり、採択とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（伊藤久幸） ご異議なしと認めます。従って、委員長の報告のとおり、採択とすることに

決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 陳情審査 陳情第33号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める陳情書

○議長（伊藤久幸） 日程第21、陳情審査を行います。陳情第33号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める陳情書を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより陳情第33号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める陳情書を採決します。本件について、文教厚生常任委員会委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり、採択とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（伊藤久幸） ご異議なしと認めます。従って、委員長の報告のとおり、採択とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 陳情審査 陳情第38号、国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める陳情書

○議長（伊藤久幸） 日程第22、陳情審査を行います。陳情第38号、国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める陳情書を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより陳情第38号、国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める陳情書を採決します。本件について文教厚生常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（伊藤久幸） ご異議なしと認めます。従って、委員長の報告のとおり、採択とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 陳情審査 陳情第40号、待機児童解消、保育士等の処遇改善のための財源確保を求める陳情書

○議長（伊藤久幸） 日程第23、陳情審査を行います。陳情第40号、待機児童解消、保育士等の処遇改善のための財源確保を求める陳情書を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行い

ます。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより陳情第40号、待機児童解消、保育士等の処遇改善のための財源確保を求める陳情書を採決します。本件について文教厚生常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（伊藤久幸） ご異議なしと認めます。従って、委員長の報告のとおり、採択とすることにより決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 陳情審査 陳情第41号、平成30年度経営改善普及事業費等補助金交付要望書

○議長（伊藤久幸） 日程第24、陳情審査を行います。陳情第41号、平成30年度経営改善普及事業費等補助金交付要望書を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより陳情第41号、平成30年度経営改善普及事業費等補助金交付要望書を採決します。本件について文教厚生常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（伊藤久幸） ご異議なしと認めます。従って、委員長の報告のとおり、採択とすることにより決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第25 発議第18号 道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出について

○議長（伊藤久幸） 日程第25、発議第18号、道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出についてを議題とします。事務局が意見書案の朗読を行います。事務局。

○議会事務局長（松浦 誠） 道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書案。道路は、地域の発展や経済、社会活動を支えるとともに災害時には住民の命を守るライフラインとして機能するなど、生活に欠かせない最も重要な社会基盤の一つである。現在、道路事業においては、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律、以下、道路財特法、という、の規定により、地域高規格道路や交付金事業の補助率等が嵩上げ（50%を55%等に嵩上げ）されており、この嵩上げ規定が平成29年度までの時限措置となっている。地方創生を推進する地方自治体にとって、この時期に道路財特法の規定による補助率等が低減することは死活問題である。よって、来年度以降も迅速かつ着実な道路整備の推進により、地方創生が推進され、地域の活性化が図られるよう、道路財特法の補助率等の嵩上げ措置については、平成30年度以降も現行制度を継続することを強く要望する。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。平成29年12月18日。広島県北広島町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣。

- 議長（伊藤久幸） これで意見書の朗読を終わります。本案について趣旨説明を求めます。7番、宮本議員。
- 7番（宮本裕之） 発議第18号、平成29年12月18日。北広島町議会議長伊藤久幸様。提出者、北広島町議会議員宮本裕之。賛成者、北広島町議会議員湊俊文、同浜田芳晴、同美濃孝二、同真倉和之。道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出について。標記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条の規定により提出します。趣旨として、道路は地域住民が快適で豊かに、そして安全・安心に暮らし続けることのできる地域社会を構築するためには必要不可欠で、重要な社会基盤である。しかし、災害時等に対応可能な幹線道路ネットワークの構築、道路の耐震強化、老朽化対策、人流・物流の円滑化、渋滞対策の推進、通学路の安全対策など多くの課題が山積みしているため、長期的・安定的な道路整備のための十分な予算を確保して推進する必要がある、国に対して意見書を提出するものであります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。
- 議長（伊藤久幸） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、発議第18号、道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26 発議第19号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める意見書の提出について

- 議長（伊藤久幸） 日程第26、発議第19号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める意見書の提出についてを議題とします。事務局が意見書案の朗読を行います。事務局。
- 議会事務局長（松浦 誠） 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める意見書案。厚生労働省は、医療従事者の勤務環境の改善のため取り組みを促進してきた。また、改正医療法の規定（2014年改正）では、勤務環境改善に向けた各医療機関の取り組みを支援するよう都道府県に求めている。しかし、医療・介護現場では、依然深刻な人手不足になっており、国においては、看護師など医療従事者の確保を進めていく必要がある。あわせて、介護従事者の確保、定着などを促進し、住民本位の地域包括ケアの実現を図ることが切実に求められている。については、安全・安心の医療・介護を実現するために医師・看護師・医療技術職・介護職などの夜勤交代制労働の改善と大幅増員を図る対策を講じられるよう、次の事項について国に要望するものである。記、1、安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・医療技術職・介護職を増員すること。2、医師・看護師・医療技術職・介護職などの夜勤交代制労働における労働環境を改善すること。（1）1日8時間以内を基本に、労働時間の上限規制や勤務間のインターバル確保。夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設

けること。(2)夜勤交代制労働者の労働時間を短縮すること。(3)介護施設などにおける1人夜勤を早期に解消すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成29年12月18日、広島県北広島町議会。提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣。

○議長(伊藤久幸) これで意見書の朗読を終わります。本案について趣旨説明を求めます。8番、山形議員。

○8番(山形しのぶ) 発議第19号、平成29年12月18日。北広島町議会議長伊藤久幸様。提出者、北広島町議会議員山形しのぶ。賛成者、北広島町議会議員敷本弘美、同室坂光治、同伊藤淳、同大林正行。安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める意見書の提出について。標記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条の規定により提出します。趣旨として、看護師など夜勤交代制労働者の労働環境を改善し、医療関係従事者を大幅増員することにより、安全・安心の医療・介護を実現するため、国において対策を講じられるよう意見書を提出するものである。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(伊藤久幸) これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員)

○議長(伊藤久幸) 挙手全員です。従って、発議第19号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第27 発議第20号 国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書の提出について

○議長(伊藤久幸) 日程第27、発議第20号、国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書の提出についてを議題とします。事務局が意見書案の朗読を行います。事務局。

○議会事務局長(松浦 誠) 国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書案。我が国は、若い世代の希望がかない、安心して結婚、子育てができる環境の整備に向けて、さらなる子育ての負担の軽減など、少子化対策等の抜本的強化を図らなければならない状況にある。地方自治体は、地域の福祉向上を図り、子育て世帯や障がい者、その家族の経済的負担を軽減するため、医療給付単独事業として、子ども、重度心身障がい者、ひとり親家庭等に対する医療費助成制度を実施しているが、その軽減割合に応じて、平成30年度からは、都道府県に対する療養給付等国庫負担金及び普通調整交付金が減額調整されることから、このような国庫負担金等の減額調整は、最終的には被保険者の負担に転嫁されるものである。国は、昨年12月、子育て支援の観点から、未就学児を対象とする子ども医療費助成について、平成30年度から減額調整措置を廃止する方針を決定したが、厳しい財政運営が見込まれる国民健康保険については、今後とも財政の健全化と長期的な安定運営を図る施策を推進する必要がある。以上の趣

旨により、下記の事項について要望する。記、1、国においては、地方自治体が実施する医療給付単独事業に伴う国民健康保険の国庫負担減額調整措置を早急に廃止すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成29年12月18日、広島県北広島町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣。

○議長（伊藤久幸） これで意見書の朗読を終わります。本案について趣旨説明を求めます。5番、敷本議員。

○5番（敷本弘美） 発議第20号、平成29年12月18日。北広島町議会議長伊藤久幸様。提出者、北広島町議会議員敷本弘美、賛成者、北広島町議会議員山形しのぶ、同室坂光治、同伊藤淳、同大林正行。国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書の提出について。標記の議案を次のとおり地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条の規定により提出します。趣旨として、地方自治体は、地域の福祉向上を図り、子育て世帯や障がい者、その家族の経済的負担を軽減するため、医療給付単独事業として、子ども、重度心身障がい者、ひとり親家庭等に対する医療費助成制度を実施しているが、その軽減割合に応じて、平成30年度からは、都道府県に対する療養給付等国庫負担金及び普通調整交付金が減額調整される減額調整は、地方自治体が実施する医療費給付単独事業の実施を困難にするため、廃止を要望するものであります。議員各位の賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤久幸） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、発議第20号、国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第28 発議第21号 待機児解消、保育士等の処遇改善のための財源確保を求める意見書の提出について

○議長（伊藤久幸） 日程第28、発議第21号、待機児解消、保育士等の処遇改善のための財源確保を求める意見書の提出についてを議題とします。事務局が意見書案の朗読を行います。事務局。

○議会事務局長（松浦 誠） 待機児解消、保育士等の処遇改善のための財源確保を求める意見書案。都市部では、待機児童が増加し、過疎地では、保育所の統廃合や認定こども園化が行われているが、どちらも保育士不足は深刻である。保育士不足の解消には、保育士の処遇改善が必要である。保育士の処遇が悪化する最大の理由は、保育士の配置基準と保育単価が低く、国の財政支援が不足していることにある。保育所職員全体の給与が改善され、賃金水準が底上げされるような財源支援が必要である。待機児童の解消をはじめとした保育、子育て環境の整備は、早急に対処しなければならない課題であり、そのためには、国の責任で安定的な財源を確保し、市町村と連携した保育所の整備とともに、保育士の処遇改善、実態に合わない配置基準の改善

による保育の質の確保など、総合的な対策を進めることが必要である。以上の趣旨により、下記の事項について要望する。記、1、国は、予算の大幅増額を行い、待機児童解消及び保育士等の処遇改善を行うこと。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成29年12月18日、広島県北広島町議会。提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣。

○議長（伊藤久幸） これで意見書の朗読を終わります。本案について趣旨説明を求めます。13番、伊藤淳議員。

○13番（伊藤 淳） 発議第21号、平成29年12月18日。北広島町議会議長伊藤久幸様。

提出者、北広島町議会議員伊藤淳、賛成者、北広島町議会議員敷本弘美、同山形しのぶ、同室坂光治、同大林正行。待機児解消、保育士等の処遇改善のための財源確保を求める意見書の提出について。標記の議案を次のとおり地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条の規定により提出します。趣旨、都市部においても過疎地においても保育士不足は深刻である。保育士不足の解消には保育士の処遇改善が必要である。待機児童の解消をはじめとした保育、子育て環境の整備は、国の責任で安定的な財源を確保し、市町村と連携した保育所の整備とともに保育士の処遇改善、実態に合わない配置基準の改善による保育の質の確保など総合的な対策を進めることが必要であるため要望するものである。議員各位の賛同をよろしく願います。

○議長（伊藤久幸） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、発議第21号、待機児解消、保育士等の処遇改善のための財源確保を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第29 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（伊藤久幸） 日程第29、閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。お手元に配付のとおり、総務常任委員会、文教厚生常任委員会、産業建設常任委員会の各委員長より、閉会中の継続審査の申し出が提出されております。お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（伊藤久幸） ご異議なしと認めます。従って、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。以上で、本日の日程を全部終了いたしました。会議を閉じます。ここで町長から発言の申し出がありますので、発言を許します。箕野町長。

○町長（箕野博司） 平成29年第4回定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。12月7日の開会から本日までの12日間、議員の皆様におかれましては、終始熱心な調査、ご議論、ご審議のもと、提案いたしました全ての議案につきましてご承認をいただき、まことにありがとうございました。本年は、7月の集中豪雨により芸北地域を中心に甚大な被害が発生し、残念ながら、1名の方がお亡くなりになりました。改めて犠牲になられた方の

ご冥福と、被害を受けられた方々に心よりお見舞いを申し上げます。また、早期に災害復旧に取り組んでまいります。平成29年度も残りわずかとなりますが、本年度の事業推進を図っていくとともに、平成30年度当初予算編成に向け、住みたい、住んでよかった、住み続けたいまちづくりを着実に進めていく所存でございます。今後とも町行政の運営につきまして、一層のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。今年最後の定例議会が閉会となります。議員の皆様、そして町民の皆様がご健勝で、新しい年を迎えられますことを祈念申し上げます、閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。

- 議長（伊藤久幸） 閉会に当たり、一言申し上げます。12月7日から本日まで12日間の会期でありました。一般会計補正予算8億1000万円、予算総額176億3700万円となり、北広島町始まって以来の予算規模となりました。災害の影響を考慮に入れても憂慮すべき事態ではないでしょうか。そのほか、提出議案慎重審議され、全議案を全て議了いたしました。一般質問も15人が大所高所から質問されました。行政におかれましては、本定例会において質疑された質問、意見、要望事項等、平成30年度予算に反映されるよう要望しておきます。今年を振り返ってみますと、国内外とも予断を許さない出来事が起きています。平和を脅かす北朝鮮問題はいうに及ばず、中東問題が再び浮上してきています。とても対岸の火事とは思えません。安倍政権に一刻も早い解決に尽力をされることを望みます。今年は選挙の年でもありました。国政選挙、広島県知事選挙、そして町長選挙、いずれも続投という形となりました。箕野町政2期目となり、財政難の中、町民が夢と希望の持てる施策を期待するところでありました。議会は6名の新人を加え、定数2名減の16名となりました。以前にも増して、各委員長を中心に議会活動は活発に行われ、成果があらわれてきているように思います。なお一層の町民の負託に応えられる議会にしなければなりません。今年も残りあと10日余りとなりました。議員各位には、お体をご自愛の上、輝かしい新年を迎えられ、平成30年度が幸多き年であることを祈念申し上げます。これで平成29年第4回北広島町定例会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 45分 閉会

~~~~~ ○ ~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

北広島町議会議長

北広島町議会議員

北広島町議会議員